

【EU】 欧州議会の貧困対策

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* 欧州議会の雇用及び社会問題委員会が、「EU における社会的統合の促進及び子どもの貧困を含む貧困防止対策に関する報告」を採択した。この報告の内容に従って、今後、具体的な貧困対策が EU の指令等によって実施されることになる。以下にその内容を紹介する。

欧州社会モデルと社会的排除

欧州議会は、欧州委員会が提示する「社会的包摂へのより全体的なアプローチ (A more holistic approach to active social inclusion)」を支持すると表明した (注 1)。これは、EU 内での貧困による社会的排除 (social exclusion) を防ぎ、基本的人権が保障された形で、あらゆる人々が生活することのできる政策を提言するものである。

こうした政策提言の源泉は、EU 独自の「欧州社会モデル (European Social Model)」にある。このモデルは、経済成長と社会的公正 (社会的平等) の均衡を政策目的とする経済的かつ社会的モデルであり、そのための手段として、組織化された労使関係 (労働者の政策決定過程への参加) と高度な社会保障を特徴とするものである。

この欧州社会モデルの社会政策上の大きな課題は、社会的排除との闘いである。社会的排除という用語は、主として、次の 2 点を意味する。

- ・社会的排除は、個人や集団が社会から排除される多元的なメカニズムを指し、単に社会的不平等だけではなく、社会分断化 (社会内のあらゆる格差の固定) の危険性を伴うものである。
- ・社会的排除は、不十分な所得のみを意味するのではなく、就労、住宅、教育及び保健等の多様な分野に関わりを持つものであり、それ故、この是正には複数の分野における充分かつ的確な対策が必要となる。

社会的包摂のためのアプローチ

上記のような社会モデルを具現化するために、欧州議会が今回採択した「社会的包摂へのより全体的なアプローチ」とは、次に掲げる 4 つの柱からなっている。①社会的排除を避けるのに十分な所得保障、②包摂的な労働市場の構築、③恵まれない状況にある人々への質の高いサービスの提供、④反差別及びアファーマティブ・アクション (差別の積極的是正) である。

社会的排除を避けるための所得保障

EU 内の貧困やそれに伴う社会的排除を防ぐためには、最低賃金法の策定や児童貧困の撲滅が必要である。

- ・EU の 27 か国中、最低賃金法が存在しない国が幾つかある。こうした現状を改善し、

最低賃金法を有することをEU標準とする。最低賃金は平均賃金の60%を目安とし、最低所得保障もその国家の平均所得の60%に設定することを目標とする。

- ・所得保障は、子どもの貧困の根絶にもつながっている。親が家族を養い、その家族が相応な家を持ち、子どもに質の高い教育を受けさせるためにも、上述のような所得保障は必要である。2012年までに、子どもの貧困率を50%削減することを数値目標として掲げる。

社会的に包摂的な労働市場を構築するための雇用政策

安定的で、かつ、質の高い雇用を生み出し、それに労働者が参加できる包括的な雇用政策が必要である。

- ・必ずしも職に就いていることが貧困解消にはならないことを銘記すべきである。EU全体で8%の労働者が、いわゆるワーキング・プアであると見做される。したがって、労働市場の底辺における「低賃金の罠 (low-pay trap)」や「低賃金/無賃金のサイクル (low-pay/no-pay cycle)」の問題の解決に積極的に取り組まなければならない。
- ・失業等で貧困層にある者たちに対しては、以下のような内容の雇用政策が実施されるべきである。①雇用される前段階で社会的に排除されないためのサポート、②当該人の必要や能力に即した職業訓練等の個別的アプローチ、③オン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) や就職後の継続的職業教育を通しての雇用定着へのサポート。

恵まれない状況にある集団 (disadvantaged group) への質の高いサービスの提供

社会的弱者の基本的人権を守るために、例えば、以下のようなサービスを提供する。

- ・ホームレスに対して相応の住居を提供するサービス。このサービスにより、2015年までにストリートホームレス (路上ホームレス) を無くす。
- ・ガス、電気等のエネルギーや公共交通機関において恵まれない人々に対する特別料金を設定する。

差別禁止の現状

現在、宗教・信条、障害、年齢及び性的指向を理由とする差別は、雇用労働の領域ではEUの指令 (2000/78/EC) により禁止されているが、こうした差別禁止を、社会保障、医療及び教育等の公共サービスのほか、住宅への入居や公共交通の利用などの一般生活のレベルまで広げる指令案が、欧州委員会から提案されている。

注 (インターネット情報は2008年10月21日現在である。)

- (1) European Parliament (Committee on Employment and Social Affairs), “Draft Report on Promoting social inclusion and combating poverty, including child poverty, in the EU (2008/2034(INI)) ”,

<http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004_2009/documents/pr/712/712471/712471en.pdf>

上記は、議会提出時の報告案だが、このままの形で採択されている。